



市民理解の醸成からはじめる地方創生 〜沖縄市を事例として〜

研究員 大多和 健人(出向元 北杜市)

1 沖縄市の掲げる地方創生

地方創生の取り組みが展開されるようになって久しいが、各自治体は、取り組みのマンネリ化や地域の特徴を出すことに苦労しているように見える。このような中、沖縄市では「サーキットの建設」を掲げている。

サーキットの建設によって、沖縄におけるモータースポーツへの意識高揚に止まらず、温暖な気候により年間を通じてコースが利用できる強みを活かし、各自動車メーカーやサプライヤー、アフターパーツメーカーのファクトリーを誘致し雇用を創出することや、観光分野において高単価のインバウンドを呼び込むコンテンツとすることで、地域の活性化を目指している。

2 国内の先進事例

モータースポーツを核としたインバウンド誘客については、国内では福島県のエビスサーキットが成功例として注目され、ドリフト^(※)の聖地として世界中からドリフトファンが訪

れている。仕組みとしては、サーキットに併設されたショップから車両やタイヤ、エンジンオイルなどの油脂類を購入してコースを走行し、走行後の車両は売却もしくはショップに預けて帰国する。1週間程度の滞在で100万円を超える額を地域内で消費することも珍しくなく、車両を預けて帰国する場合はリピーターとして何度もこの地を訪れることになる。

3 具体的な取組み

沖縄市ではサーキットの建設に向けて2つのステップを設定している。1つ目はモータースポーツイベントの開催、2つ目は多目的広場(ミニサーキット)の建設である。この2つのステップを設定する主な目的は、モータースポーツに対する市民の受容性の検証や、モータースポーツへの理解を醸成することにある。

沖縄市の主催するモータースポーツイベント「コザモータースポーツフェスティバル2018」は、昨年11月17日と18日の2日間にわたり開催された。沖縄市コザ運動公園を会場とし、来場者は延べ42,000





出典元：沖縄市モータースポーツ多目的広場整備計画調査業務報告書(鳥瞰図)



イベントチラシ

人を数えた。島という地理的要因から集客範囲がほぼ沖縄県内に限られていることや、沖縄県の人口が143万人（H27国勢調査）であることを考えると、沖縄県内においていかに注目度が高いイベントであるか、ご理解いただけるだろう。イベントの内容としても、2輪・4輪、舗装路・ダート、タイム・パフォーマンスを問わず、オールジャンルで構成されており、本州においてもこれまでの多様性を持つイベントはほとんど見当たらない。4回目のイベント開催を終え、沖縄市の担当者は、モータースポーツに関する市民の理解が高まってきたことを感じると話す。また、イベント全体の開催費用については約3,500万円となっており、その約8割を沖縄振興一括交付金で賄っているという。イベントへのブース出展は、企業の自費負担であるにもかかわらず、数多くのアフターパーツメーカーが出席しており、企業が沖縄市場の将来性を高く評価していることも垣間見えた。

多目的広場の建設については、既に候補地の選定がなされ、2020年に開業予定となっている。設備としては全面舗装のコースとパドック、コントロールタワーというシンプル

な構成とし、ジムカーナやレーシングカート、ドリフトなど様々な競技

に対応する。当面の間、市直営方式による運営を予定しているが、将来を見据え、指定管理者制度の受け皿となる事業者の育成に加え、イベントの主催者や運営スタッフの育成も図っていくという。

4 未来を見据えて

ドリフトや改造車というフレーズを聞いて、あまり良くないイメージを持つ方が多いのではないだろうか。人によっては社会悪と考えるかもしれない。沖縄市は、マイナスのイメージをプラスに変化させ、市民の理解を醸成するところをスタート地点として取り組んでいる。

行政には、未来を見据えて住民の理解を得にくいことに取り組む勇気が求められる時代であり、地方創生において各自治体の特色を出す鍵となり得るのではないだろうか。

この取り組みにより、沖縄の地にモータースポーツが根付き、世界的な聖地に成長することを心より期待したい。

(※1)ドリフトとは、タイヤを横滑りさせながらカーブを曲がるテクニク。元々はラリー競技などにおいて、速い速度で安全に走る為に用いられていたが、見た目の派手さからパフォーマンスとしてのドリフトも行われるようになった。パフォーマンスとしてのドリフトは日本が発祥とされる。現在、ドリフトの競技人口は世界40カ国、220万人を超えたとされており、山梨県出身の有名ドライバーとしては今村陽一選手がいる。

市町村の 元気印

都留市における

駅ナカとまちなかの

試みから考える、次代の公共

都留文科大學教養学部地域社会学科

准教授 鈴木健大

現在、全国には約9,200の鉄道駅があり、その内の約40%が無人駅といわれる。^{*1}

富士急行大月線では、全16駅中有人駅は大月駅と富士山駅の2駅のみであり、5駅が無人駅、9駅が委託有人駅となっている。昨秋のJR清里駅と野辺山駅における「みどりの窓口」廃止の報道は記憶に新しい。地方都市では少子高齢化・人口減少が進み、車社会の進展と合わせて鉄道利用者は減少の一途を辿り、都市のスプロール化と中心市街地の空洞化に歯止めがかからない。

私の昨春までの前任校は四国にあった。JR四国管内には259の駅があり、その80%にあたる208駅が無人駅である。無人駅の中には、地域住民が駅舎を維持管理しながら駅舎を町内会活動や高齢者サロン、駅コンサートやマルシェなど地域づくりを生かしている事例があることがわかり、学生たちと調べて回っ

ていた。このようなことから、都留市に来てから、市、富士急行株式会社、地元早馬町内会に富士急行大月線谷村町駅の活用について相談を投げかけ、この度私のオープンゼミとして学生たちとこの駅舎を地域のまちづくりの拠点とするプロジェクトを開始する運びとなった。

谷村町駅は1929年に富士急行の前身である富士山麓電気鉄道株式会社が、馬車鉄道から新設鉄道線に切り替えるのに伴って建設された。かつては住み込みの駅員がいたが、1978年に委託有人駅となった。都留文科大学の最寄り駅であったが、大学が1966年に現在の場所に移転し、2004年に都留文科大学前駅が開業、大学生の駅利用者が減り、駅前や中心市街地の空洞化が一層進んだ。2017年、駅舎及びプラットホーム上屋が登録有形文化財に登録された。^{*2}

今回のプロジェクトには、3つの目的がある。一つ目は地方鉄道を市民が支えるしくみを提案すること、二つ目は駅を地域づく



キックオフとしての駅前清掃

りの拠点にして中心市街地の賑わいづくりに寄与すること、三つ目はまちなかに教育と研究の場を創出することである。

立ち上げにはおよそ半年の期間を有した。駅舎内の使用に際しては、市に調整をいただき、富士急行から住み込みの駅員が使っていたスペースを使用させていただくこととなった。私が担当している授業の中で学生たちに呼びかけ、1年生を中心に26人が集まった。時間がなかなか合わないことから、学生の提案で「朝活」と称し、1限前に集まってミーティングや準備を行っている。予算がないことから市に協力をいただき、空き家バンクに登録された空き家から不要の品を頂戴したりもした。駅のある早馬町内会とは情報の共有体制をつくって進め、「生涯活躍のまち・つる」とも連携を図り、イベント等で協力を仰いでいる。

2018年12月4日にキックオフとして、前記連携5者で駅前清掃を行った。当面の活動の柱として、地域の子どものための放課後の居場所づくり「ぷらっとはうす」を開始した。子どもたちの学校が終わってから保護者が帰るまでの「すきま」の時間を埋めることを目指している。大学生発案の「ぷらっと」の言葉

には、プラットホームに隣接している場であること、いろいろな人に「ぷらっと」立ち寄ってほしいこと、そしてこのプロジェクトがまちづくりの「プラット」フォームになることを目指そう、という意味が込められている。

「ぷらっとはうす」は現在週2回のペースで開催している。7、8人の大学生が交代でシフトに入り、小学生から高校生まで、概ね毎



「ぷらっとはうす」の様子

回10〜15人の子どもたちが通ってきている。折り紙やお絵描き、トランプ、ゲーム、宿題などをしながら放課後の時間を大学生たちと過ごしている。1月には、書道部員による書き初め、週末の土曜日には地域の協力を得て餅つきなども行った。広く周囲との連携を取りながら内容の拡充と継続を図り、今後新しい取り組みにも挑戦していきたい。

今回のこの小さな試みを通じ、少子高齢化・人口減少が進む地方都市において、これからの時代における

公共の支え方の一つの形を提示したいと考えている。今後、自治体における税収の大幅な減少が見込まれる中、公共を維持し持続的な社会を形成するには、税を納めて行政サービスを受ける、といったこれまでの市民と行政との関係を脱し、その形を再設計、デザインし直す必要があるのではないだろうか。政府が目指す地域運営組織による「小さな拠点」形成も、実際の現場では既に担い手の高齢化や不足が指摘されている。私たちは少子高齢化・人口減少といった事実を真摯に受け止め、その視点に立った市民と行政との関係づくり、公共の支え方が必要であると考えている。多くの市民が自分ごととして私たちの社会のあり方を考え、豊かな社会を次代に継承するために、この小さな駅からこれからの公共のあり方を市民、自治体職員、大学生とともに考え発信していきたい。

※1 財団法人国土地理協会「緯度経度付き全国沿線・駅データベース」より

※2 山梨県HP「山梨の文化財ガイド」登録有形文化財（建造物）」



餅つきの様子



今後、導入される会計年度任用職員制度について、教えてください。



1. 改正の経緯

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応する必要があることから、「任期の定めのない常勤職員」を中心とする公務運営を原則としつつも、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うため、「臨時・非常勤職員」は幅広い行政分野で任用され、その総数は年々増加し、現在は、約64万人が任用されています。（平成28年総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査」より）

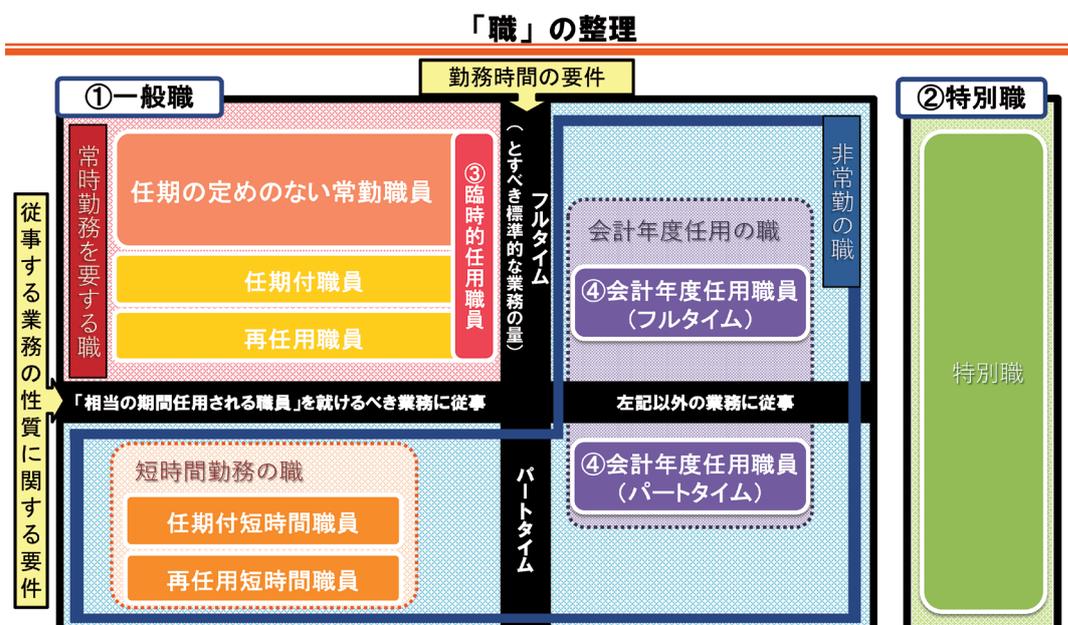
また、任用根拠として、主に①特別職非常勤職員（地方公務員法（以下「法」という。）第3条第3項第3号）、②一般職非常勤職員（法第17条）、③臨時的任用職員（法第22条）の3つに分類、任用されてきましたが、制度の趣旨に沿わない運用や、「任期の定めのない常勤職員」と近い勤務が行われるなど、制度上の問題が指摘されていました。

2. 改正における主なポイント

平成29年5月17日に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、臨時・非常勤職員として任用を行う場合は、①会計年度任用職員（改正後の地方公務員法（以下「改正法」という。）第17条及び第22条の2）、②臨時的任用職員（改正法第22条の3）、③特別職非常勤職員（改正法第3条第3項）に整理されることとなりました。特に、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、対象となる職の要件が厳格化され、会計年度任用職員へ必要な移行を進めることにより、任用根拠の適正化が求められています。

また、今回の改正により、会計年度任用職員にも期末手当の支給が可能となることや、財政上の理由等から新たな任期と前の任期の間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設定する団体がありましたが、このような運用は不適切であることから、改正法においては「職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるもの」とする規定が設けられ、各団体は、職員や住民に対して説明責任を果たすことができるよう適切な任期を設定する必要があります。

なお、今回の改正により、前述したとおり公務運営は「任期の定めのない常勤職員」を中心としつつ、臨時・非常勤職員を含め、「従事する業務の性質に関する要件」及び「勤務時間の要件」の2点により、右図のとおり「職」の整理が行われました。



3. 今後において

2において、ポイントの一部を説明しましたが、同制度は各団体において、臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、任用、給与水準、勤務条件等を検討し、適切に設定した上で所要の条例改正を行うことが必要です。

2020年度からの制度導入に向け、条例改正や各種システム改修、さらには募集など、多くの事務を進めていくこととなり、各団体においては、組織全体として準備を進めていく必要があります。



ふるさと納税に係る住民税等の控除額に対する交付税措置はありますか？



税控除された翌年度の普通交付税額の算定にあたり、ふるさと納税に係る市町村民税の控除による減収分の75%が基準財政収入額に反映されます。(平成30年度普通交付税算定時点)

普通交付税額の算式

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{普通交付税額}$$

- ※「基準財政需要額」：標準的な人件費・行政経費による額で、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額
- ※「基準財政収入額」：標準的な税率、徴収率で算定した地方税収入に算入率（75%）を乗じた額に地方譲与税等を加算した額で、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times \text{原則として75/100} + \text{地方譲与税等}$$

ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・市町村民税から全額が控除されるため、翌年度の市町村民税は減収となりますが、その減収分は基準財政収入額に反映されます。

なお、納税（寄附）額については都道府県、市区町村に対する納税（寄附）であることから、基準財政収入額には反映されないこととなります。

項目		算定対象	対象外
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税、鉱産税	法定外普通税
	税交付金	利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金	
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税	
	その他	市町村交付金、地方特例交付金	
目的財源	目的税	事業所税	入湯税、都市計画税、水利地益税、法定外目的税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金	

基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行いません。

ただし、一部の税目においては税収が景気の変動等を敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額（推計基準税額）と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額（推計基準税額）と実績額の差を是正しています。

区分	対象税目
普通交付税の精算措置	法人税割、利子割交付金、特別とん譲与税、所得割（分離譲与所得分に限る。）
減収補填債の発行	法人税割、利子割交付金



地方債とはどのようなものですか？



地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その返済が複数年度にわたるものを指します。（地方債を発行することを「起債」といいます。）

ところで、地方債を財源とすることができる事業は限られています。地方財政法においては、地方公共団体の歳入は地方債以外の歳入で賄うことが原則（第5条）とされていますが、但し書きの中で、以下に示す経費については、その財源として地方債を発行することが認められています。

- ①交通、ガス、水道等の公営企業に要する経費
 - ②出資金及び貸付金
 - ③地方債の借換えに要する経費
 - ④災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
 - ⑤学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費
- ※これらに加え、過疎地域自立促進特別措置法など他の法律に基づき特例的に認められている地方債もあります。

また、地方債発行による資金調達の効果としては、

- ①住宅ローンのように、借り入れた金額を一定期間にわたり分割して計画的に返済することが可能となり、起債団体の財政負担を平準化することができる
 - ②公共施設やインフラ等、将来にわたって利用される財産の整備費用については、その利用により受益する各世代で負担を分担することにより、公平性を確保することができる
- といった点が挙げられます。

このように、地方債の発行は地方公共団体の資金調達の重要な手段ですが、将来に債務を残すものであるため、起債に際しては十分な検討が求められます。

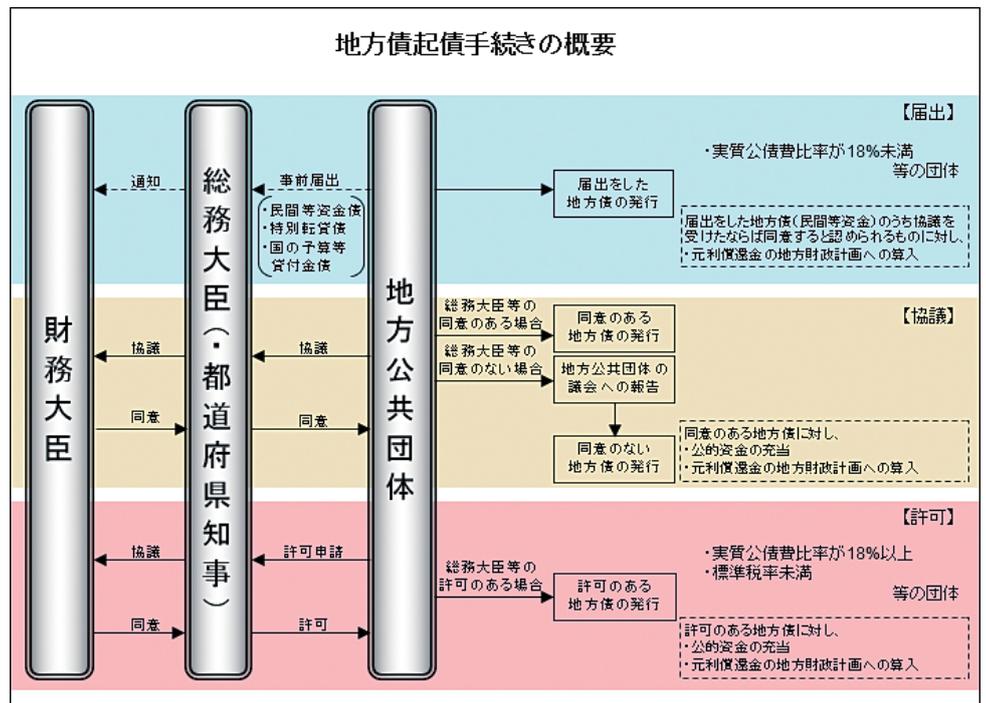
また、その発行には次のような手続きが必要です。

①議会における議決

地方債の発行には、議会において議決を得る必要があります。具体的には、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について予算で定めることとなっています。（地方自治法第230条）

②総務大臣又は都道府県知事への協議・届出または許可

地方債の発行に際しては、都道府県・指定都市は総務大臣に、市区町村は都道府県知事に協議が必要です。起債団体の財政状況によっては、「協議」よりも手続きが簡易な「届出」による起債も可能です。なお、実質公債費比率が18%以上となるなど財政指標が一定の水準を下回る団体については、「許可」が必要となります。（地方財政法第5条の3、第5条の4等）



市町村調査研究事業

平成29年度に山梨県市町村振興協会の助成金を活用して、市町村職員が主体的に行った調査研究事業計7団体のうち、3団体を紹介いたします（他4団体については、30年9月号に掲載）。



北杜市

市民の足の確保による 地域づくり調査研究事業

「北杜もり上げ隊」
企画課 土屋 雅光

若手職員を中心に結成されている「北杜もり上げ隊」は、様々なまちづくりの課題に対して、柔軟で斬新な発想を活かした立案を行っており、今までに6つほどのチームが誕生しています。私たちのチームは「地域公共交通」は地域づくりの重要なテーマであると考え、いかにして生活の足を構築していくか調査研究していくことにしました。折しも、市において「地域公共交通網形成計画」（網計画）を策定するタイミングであったことから、計画づくりに積極的に関わりながら、課題を掘り下げていくことにしました。

まず、バス利用者に直接聞き取りを行う「乗り込みアンケート」の実施を通じて、利用者の属性や目的地、意見・要望等を把握しました。併せて「地域公共交通を考えるワークショップ」を定期的で開催しました。特に、地域住民と向き合いながら意見をまとめていく作業は、市職員としても非常に重要なスキルであることから、ファシリテーションの方法についても研修を重ねました。また、類似する自治体の事例を学ぶため、長野県松本市の入山辺地区を視察しました。入山辺地区では、地域主導で8割負担してでも、地域公共交通を維持すべきだという信念を持っており、「責任と費用の分担」について、みんなで真剣に考える姿が印象的でした。

市の網計画では、「幹線」と「支線」を組み合わせ、効率的な地域公共交通体系を構築することになっています。そうしたことから、私たちは「支線」の運行形態のひとつとして「なかよしほくと」と題した一般タクシーの活用法を考えました。これは4人程度のグループで1ヶ所に集まりタクシーに乗るものです。タクシーの利活用については、利便性が通常の乗合公共交通に比べて非常に高い状況となるため、何の制限無しに施策を導入すると、乗合公共交通への転換・回帰が難しくなってしまいます。そうしたことから、目的地や対象者などに制限を設けるとともに、適正な自己負担額など一定のルールを確立した上で導入することが求められますが、グループでタクシーと一緒に乗るという一見簡単な行動を制度として確立できれば、マンパワーが不足している地区でも導入が可能なのではないかと思われまます。

今回は、既存のタクシーを資源として捉え、地域コミュニティを前提としたグループ利用に特化した制度を検討しましたが、いずれにしても、地域公共交通は自らが「つくり」「守り」「育てる」ことが基本であり、私たちとしても、地域の一員として今後も地道に活動をしていきたいと考えています。

甲州市

入山協力金制度の
有効性と導入に関する研究

「入山協力金制度検証チーム」
環境政策課 都倉 將嗣



研究に至った経緯

甲州市北部にある大菩薩嶺、大菩薩峠（以下、大菩薩）は秩父多摩甲斐国立公園内にある山で、日本百名山のひとつとして近年の登山ブームに合わせて多くの登山客が訪れています。また、そうした流れのなか、地域で大菩薩嶺とそれに連なる小金沢連嶺を「甲州アルプス」とし、名称を普及させる活動も行われています。

一方で少子高齢化や人口減少等により、自治体としても今後歳入や事業費が縮小傾向になると予想されるなかで既存の設備の維持管理を継続しつつ、長期的には設備の改修や、登山客の増加に応じた整備を迅速に行う資金を担保することが課題となっています。

以上の観点から今後も大菩薩を地域の観光資源として保全・発展させていくため、理解と協力を求めた上で登山客に受益に見合った負担と、公的資金のみに頼らない維持管理手法を構築し、より質の高いサービスの提供を行うべく「入山協力金制度」の検証を行うことにしました。

調査の内容

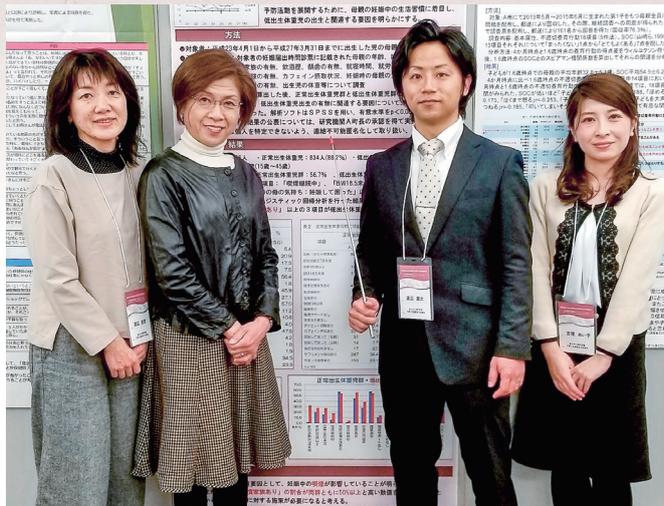
- 1: プロの登山ガイドを招き、外部の視点と地元の方々の意見を取り入れた中で現地調査を行い、大菩薩の魅力と今後の課題を抽出しました。
- 2: 環境省奥多摩自然保護官を招いて講義いただき、

環境省の活動と国立公園の一部を担う大菩薩の役割として「保護」と「利用」双方とも推進していかなければならないことを確認しました。

- 3: 大菩薩山頂でアンケート調査を行いました。174名から得た回答を見ると東京圏からの県外観光客が8割以上であり、全体の約7割が初めての来訪者でした。また、入山協力金の賛否については8割以上の回答者が賛成の意思を示す結果でした。
- 4: 入山協力金制度を導入している伊吹山（滋賀県）を現地視察し、事務局の滋賀県米原市より、制度設立の経緯、運営、協力金の活用方法について講義いただきました。年間1千万単位の協力金から広大な植生防護柵の設置を実現し、地域主体で成立している制度の成功例として非常に参考になりました。
- 5: 数回メンバーで勉強会を行ったうえで、調査の結果を各地域団体に提案・情報提供を行いました。

調査の中で学んだこと

行政と地域との関係の築き方を課題とし、日々の業務や組織の枠を超えて、主体的に多くの方々と繋がり、関係を築きながら前向きに課題に向き合った経験が、特に若手を中心に大きな財産となったと思います。多くの方々に感謝するとともに、この経験を今後の業務に生かしていきたいと思っています。



富士河口湖町

低出生体重児の出生と妊娠中の生活習慣に関する要因の探求

「富士河口湖町子育て支援課母子グループ」
子育て支援課 高山 美恵

○研究の目的・経緯

富士河口湖町の低出生体重児の出生率は過去10年間、全国平均に比べて高値に推移していることから、本研究において、母親の妊娠中の生活習慣に着目し、低出生体重児の出生と関連する要因を探求した。この要因（課題）を町の特性として捉え探求して検討していった結果、母子保健の予防活動さらに町の健康のまちづくりに展開できた。

○研究内容について

今回の調査研究に当たり、調査方法・分析・要因抽出等についてアドバイザーとして山梨大学地域看護学助教授神崎由紀先生から助言・指導をいただいた。

- ①対象者：平成23年4月1日から平成27年3月31日までに出生し、町に出生届が出された児の母親946人（転入児を除く）
- ②データ集計方法：対象者の妊娠届出時の問診票に記載した質問項目について自記式で回答を得た
- ③調査内容：児の出生体重・母親の年齢・妊娠時のBMI・喫煙歴・喫煙習慣家族の有無・飲酒歴・う歯の有無・就寝時間・就労の有無・職場環境・家事協力者・ダイエットの有無・妊娠時の母の心理・父の心理等の調査項目
- ④分析方法：記述統計を算出した後、正常出生体重

児群と低出生体重児群の2群について χ^2 検定を行った。また、低出生体重児出生の有無に関する要因について多重ロジスティック回帰分析を行った。解析ソフトはSPSSを用い有意水準を $P < 0.05$ とした。

○調査研究に関する総合的な学び

本調査研究の結果報告をするため、「日本公衆衛生看護学会」に参加し報告した。参加者からは「妊婦の対策でなく地域活動はしているのか？」と地域全体で禁煙防止活動を展開することを助言された。母子活動から地域活動を捉えていく視点が広がった。

○研究から健康のまちづくり事業へ施策化

本研究結果からこのことに関与する健康増進課と連携し、健康のまちづくりの受動喫煙予防として、「地区の公共施設の全面禁煙」や「小中学校の授業参観で親子の禁煙活動」につながられた。

○町の体制整備としての取り組み

この調査研究事業を通じ、「地域の実態を調査分析し課題から施策化（事業化）する」PDCAサイクルを学んだ。このことからこの研究を町の事業とし毎年研究に取り組める体制整備を行った。今後は毎年の調査研究から課題を抽出し課題から事業化する地域住民の実態に即した事業展開ができるようになる。

市町村調査研究事業の紹介

市町村職員が主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行います。

- | | | | |
|---------|---|-------|---------------------------|
| ①対象事業 | 市町村職員が主体となって行う調査研究事業 | ③助成額 | 助成対象経費の全額(30万円限度) |
| ②助成対象経費 | 事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、
検討会費、旅費交通費、アドバイザー謝礼、
報告書印刷費等 | ④助成期間 | 原則単年度。継続事業にあっては
最大限2年間 |

なお、詳細については事務局までお問合せください。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



道路整備課

主任

清水 一代
(北杜市)

平成30年4月より北杜市から交流職員として県土整備部道路整備課にお世話になっております。配属された4月からは、職場環境が大きく変わり、新規採用職員のように新たな気持ちでスタート出来た一方、不慣れな環境の中で思うように仕事が進まず、戸惑いを感じていましたが、周囲の皆様の暖かなサポートのおかげで何とか今日に至っています。

私が担当している地方道担当では、県内の市町村が道路の整備や管理を行うための国庫補助事業の認可・申請から完了検査までの一連の業務や、国等からの調査対応等を行っております。

国からは急な調査依頼も多く、年度当初は困惑しておりましたが、急な依頼にも関わらず、各市町村の担当者の皆様には快く対応していただき、本当に感謝しております。

また、北杜市役所にいる頃では他自治体職員や県庁の職員とは関わりを持つ機会が少ないですが、現在は業務を行っていくうえで県内中の方々との関われるため、情報交換や勉強の場として大変貴重な時間を過ごさせていただいております。この経験や人脈は、今後必ず生きてくることと思います。

最後になりますが、山梨県への出向する機会を与えていただきました北杜市職員の皆様方と温かく迎えていただいた道路整備課をはじめ県職員の皆様方へ心より感謝を申し上げますとともに、今後ご指導のほどよろしくお願いいたします。



都市計画課

主任

小林 祐介
(山梨市)

平成29年4月より山梨市から交流派遣職員として県土整備部都市計画課にお世話になっております。2年間の出向期間も、残すところあとわずかになりました。出向初年度は、職場環境の変化や県庁システム、国等の様々な調査・照会の多さに思うように作業が進まず戸惑う毎日でしたが、周りの方々の親切なご指導と暖かいサポートのおかげで、今では充実した日々を送っております。

私の担当は、県・市町村が行う街路事業の申請・認可から完了検査までの一連の業務や、街路事業関係の予算に関すること、国等からの調査対応及び連絡調整等に携わっています。都市計画課では甲府駅南口周辺地域を県都の玄関口にふさわしい機能や街並みに整えるため、再整備していた駅前ロータリーや南口駅前広場が平成29年9月に供用開始となりました。現在は、主要拠点施設等から地域高規格道路等へのアクセス道路整備を進めております。

2年間の出向により県職員および国職員との人脈、業務の中で身につけた経験・スキル、先進地視察研修を通して得た知識を山梨市に戻った後も、十分に活かすことで地域を今以上に元気にできるよう残りわずか期間ですが、今よりもさらにスキルアップできるよう業務に取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な機会を与えてくださった山梨市役所の皆様、また温かく迎え入れご指導いただいている都市計画課の皆様方に心から感謝申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。



中北建設事務所
技師

野田 勝也
(南アルプス市)

平成30年4月より南アルプス市から研修生として「中北建設事務所 道路課」にお世話になります野田勝也と申します。4月当初は業務量の多さや慣れない環境について行けるか心配で戸惑いばかりの毎日でしたが、そんな私に温かく接していただき、また色々教えて頂いた道路課の皆様には心から感謝しております。まだまだ初めて経験する業務に奮闘している最中ですが、事務所の方々のおかげで前向きに仕事に取り組むことが出来ております。

私は道路課の西部道路担当として南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、甲府市の道路整備事業を行っております。私は主に南アルプス市の事業を行っておりますが長い間進むことがなかった事業がここにきて動き出したり自分がよく利用する道路の改良を担当出来ることに喜びを感じております。また、市ではなかなか携われない大きなバイパス事業や地元である南アルプス市の様々な改良事業に従事することができ、やりがいと充実感を覚えております。今回の研修では技術的なことを学ぶというだけではなく県職員の方との関わりや情報の共有といったこれからの山梨県や南アルプス市のために糧となる要素をできる限り吸収し、研修が終了して南アルプス市へ戻った後も県での経験や人とのつながりを十分に活用し日々の業務に一層邁進していきたいと思っております。

最後になりますが人員不足の中快く送り出してくれた南アルプス市、お忙しい中至らない自分にご指導してくださる道路課の皆様がこの場をお借りして改めて感謝申し上げます。

がんばってしま～す。 Fight!

Vol.45 March.2019



市町村課
主事
櫻田 将人
(身延町)

平成 30 年 4 月より身延町から市町村課税政担当で研修生としてお世話になっております。

私は、主に固定資産税の償却資産、概要調書などを担当しております。

過ぎてみるとあっという間で、1 年間の研修期間も残すところあとわずかとなりました。

4 月の着任早々、減収補てんのヒアリングを行い、書類の検収業務に追われる日々が続きました。知識が無い中でヒアリングを行えるように過去の担当者の方々がまとめた書類を何度も確認し、緑本と呼ばれる「地方税の課税免除等と地方交付税」の本を何度も読み込みました。周りの方々の協力もいただく中で、なんとかとりまとめ、総務省へ提出することができました。

その後、固定資産概要調書の検収、普通交付税・特別交付税の基礎数値算定、交付税検査などの業務に携わらせていただきました。交付税検査では不慣れで要領の悪い部分もあったかと思いますが、暖かく対応していただいた市町村の皆様のおかげで無事検査を終えることが出来ました。この場を借りて御礼申し上げます。

これまで照会や検査を受けていた側から行う側へ変わったことで、違った目線で仕事をするようになりました。また、総務省の方と直接やりとりすることも町では無いため、良い経験となっています。

最後になりましたが、日頃から暖かくご指導いただいております市町村課の皆様、期限の短い照会等にも、迅速にご対応いただいている各市町村ご担当者の皆様、そして、厳しい人員の中でこのような貴重な環境へと送り出してくださった身延町の皆様に心から感謝申し上げます。



市町村課
主事
渡邊 和馬
(富士河口湖町)

平成 30 年 4 月より、富士河口湖町から市町村研修生として総務部市町村課にお世話になり、早いものでもう一年が経とうとしております。

配属されてしばらくは、住む場所や職場環境、業務内容の変化に戸惑いと不安ばかりの日々でしたが、周囲の皆様の温かいご指導やご助力を頂きながら、なんとかここまでやっていくことができました。

私は財政担当として、主に地方財政状況調査等の各種調査に関する事務や、地方債に関する事務を担当しております。

業務を通して、各団体の財政状況について様々な切り口から拝見し、それぞれの現状や抱える課題を具体的に確認することができました。また、団体ごとの財政運営に対する考え方や公共事業への取り組み方を知る機会もいただき、大変勉強になりました。

市町村の財政について、県の立場から包括的に触れることができた経験は得がたいものであり、今後どのような仕事をする上でも活かせるものだと考えております。

残りわずかの研修期間ですが、気を緩めることなく業務に当たるとともに、ここで出会えた方々とのご縁を大切にしながら、充実した日々となるよう努めていきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な機会を与您いただきました富士河口湖町役場の皆様、また日頃お世話になっている市町村課の皆様にご心より感謝申し上げます。今後ともご指導を頂きますよう、よろしくお願いいたいたします。



中北保健福祉事務所
副主幹
雨宮 令子
(甲府市)

平成 30 年 4 月より甲府市より人事交流で中北保健福祉事務所にお世話になっております。配属当初は、緊張と不安の毎日でしたが、職場の皆様の温かいご指導とサポートをいただき、充実した毎日過ごすことができています。

私は現在、健康支援課業務について学んでいます。その中で、主に難病患者地域支援対策推進事業を担当させていただいています。これまで甲府市では関わる事がほとんどなかった難病患者さんへの個別支援、その中から得られるニーズをもとに、学習会・交流会・医療相談会の企画・実施・評価を、経験豊富な保健所の皆さんのアドバイスを受けながら実践しています。難病患者さんへの個別支援を通して、より良い療養生活を送るためにという視点、地域における看護職の役割など振返ることができました。また、これまで経験したことのない結核患者への個別支援についても法的根拠や公衆衛生の観点からの感染拡大防止の措置、耐性菌を作らないための確実な内服支援を学ぶことができました。

療養者へのより良い支援につながるよう今後も自己研鑽を日々積み重ねていきたいと思っております。

限られた派遣期間の中、業務や様々な人との出会いなど、全てのことが貴重な経験となっています。この経験を甲府市に戻ってからの業務に活かし、市の発展に少しでも寄与できるように努力してまいります。

最後に、このような貴重な機会を与您くださった甲府市役所の皆様、そして、日頃からご指導いただいております中北保健福祉事務所の皆様に深く感謝申し上げますと共に今後ともご指導ご鞭撻いただきますようお願いいたします。

山梨市 政策秘書課 広聴広報担当
主事

名取 李夏

Rika Natori



平成29年4月に採用され、今年度から政策秘書課広聴広報担当へ配属されました。主に、広報誌の作成やSNSの運用、出前講座などを担当しています。

広報業務では、市内の人や自然、イベント、伝統など、あらゆるキーワードをもとに取材へ行き、魅力の発信に努めています。配属当初は、写真撮影技術や文章力、デザイン力を磨くことばかりに目が向いていました。しかし最近では、形に表す以前の取材力、特に地域の人たちの想いを聞き出すコミュニケーション能力がより良い広報誌につながるのだと実感しています。広報は英語だと「Public Relations」、直訳すると「社会の人々との関係」になります。誌面に掲載することだけをゴールとするのではなく、その過程を大切にすることで市民のみなさんと地域、そして私たちがつながりを感じられる広報誌を作っていきたいです。また研修にも多く行かせていただいているので、先進自治体の事例を勉強し、しっかり活かしていきたいと思えます。

今後も、先輩方にご指導いただきながら、より一層地域に貢献できるよう業務に当たっていきます。

市町村職員

甲州市 健康増進課 健康企画・地域医療担当
主事

文珠川 祐輝

Yuki Monjugawa



私は平成30年4月に甲州市役所の職員として採用していただき、健康増進課健康企画・地域医療担当に配属となりました。市民の方の健康診断や歯科保健事業、献血事業等に携わり、皆様が健康でいきいき暮らせるようなまちづくりの一端を担っています。

市民の方に安心して生活を送っていただくために必要なものの一つが健康です。そのため、がんの早期発見や病気の予防を行うことが大切であり、多くの方に健康診断を受診していただけるような体制を整えています。他にも歯科保健事業や献血事業などの職務を行う中で健康の重要性を改めて実感しました。市民の皆様が必要としていることを考え、多くの人が健康でいきいきと生活ができるよう職務に励んでいきたいと思えます。

まだまだ知識も経験も浅い身ではありますが、温かい先輩方の薫陶を受け、同期に支えられながら、1年間やってくることができました。この1年間で培ってきたものは私の中で確かな糧となっています。これからも日々学ぶ姿勢を忘れずに研鑽を積み、甲州市に貢献できるように邁進していきます。

西桂町 産業振興課 産業係
主事

三浦 隆靖

Ryusei Miura



皆さん、こんにちは。私は平成30年4月に西桂町役場の職員として採用していただき、産業振興課に配属されました。入庁当初は一体どんな仕事をするのか具体的なイメージが湧かず困惑していましたが、周りの先輩方の丁寧なご指導をいただきながら、少しずつではありますが日々の業務をこなせるようになりました。

業務内容は、遊休農地解消のために余っている農地を紹介することや、トラクターなどの農機具の管理・貸し出しを行っています。また、有害鳥獣に関する駆除、防除の相談など様々な業務を担当させていただいています。基本的にどちらかというと外仕事の方がメインになりつつありますが、庁舎内での事務仕事はできる時に対応するように心掛けています。またそのこともあって、比較的多くの方々とコミュニケーションをとる機会があり、人と人の関わり合いがこの仕事で一番大切なことであり、一番の魅力だと感じています。

まだまだ未熟で、周りの方々のお力を拝借する場面は今後も多々あるとは思いますが、知識や経験を徐々に積み重ねていき、多くの住民の方々に信頼される職員になれるよう日々精進していきたいです。

道志村 総務課 税務係
主事

水越 清流

Seiryu Mizukoshi



私は道志村役場に今年度より職員として採用になりました。総務課の税務グループとして主に固定資産税と軽自動車税を担当しており、課税や徴収及び証明書の発行等の業務を日々行っています。

配属された当初は、担当の仕事をはじめその他の業務でもわからないことが多く、悩むことも度々ありましたが、判断の難しい部分は先輩の税担当や周囲の上司に相談しながら1つ1つ問題を解決していくことで住民のため、村のためになすべきことを意識すると共に、仕事に責任と誇りを持つことに繋がりました。また、業務中も窓口等で住民の方々と接する機会が多いので、会話を通して良好な関係を築くことを心がけ、今ではこの仕事にやりがいを感じています。

まだ採用から1年にも満たないですが、税の仕事以外にも観光や地域振興等の事業等、課を超えて携わる機会が何度もあり、道志村の魅力をPRしながら改めて生まれ育った道志村の良さを確認することもありました。道志村で働く職員として、村の発展に貢献できるよう微力ながら努めてまいります。